

●香川県告示第36号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
 平成28年香川県告示第387号（海岸保全区域の指定）で指定した庵治港庵治地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。

平成31年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	庵治港	庵治	1 指定場所 高松市庵治町字新開6388番73地先から高松市庵治町字新開6393番16地先まで 2 指定区域 基点1から基点12までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1と補助点2を結んだ線及び補助点2と基点12を結んだ線により囲まれた区域 3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。） 基準点 四等三角点 丸山 （北緯34度22分29.7123秒、東経134度07分07.0414秒） 基点1 基準点から41度56分、739.2m、高松市庵治町字新開6388番73地先の表示杭 基点2 基点1から347度32分、10.3m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点3 基点2から285度42分、71.1m、高松市庵治町字新開6392番25地先の表示杭 基点4 基点3から15度49分、161.5m、高松市庵治町字新開6392番25地先の表示杭 基点5 基点4から105度42分、74.0m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点6 基点5から15度49分、271.4m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点7 基点6から105度48分、125.4m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点8 基点7から15度53分、36.7m、高松市庵治町字新開6393番18地先の表示杭 基点9 基点8から285度50分、115.6m、高松市庵治町字新開6393番18地先の表示杭 基点10 基点9から15度59分、102.7m、高松市庵治町字新開6393番18地先の表示杭 基点11 基点10から285度48分、85.8m、高松市庵治町字新開6393番18地先の表示杭

			基点12 基点11から181度41分、6.2m、高松市庵治町字 新開6393番16地先の表示杭
			補助点1 基点1から285度42分、125.1mの点
			補助点2 基点12から287度52分、51.9mの点